

令和 2 年度

定期 監 査 報 告 書

施 設 課

多摩川衛生組合監査委員

(写)  
多摩川衛生組合 監発第 19 号  
令和 2 年 12 月 23 日

多摩川衛生組合  
管 理 者 高橋 勝浩 殿

多摩川衛生組合  
監査委員 渋谷 彰  
木村 淳 二  
北浜 けんいち

令和 2 年度多摩川衛生組合定期監査の結果について

このことについて、地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき実施した定期監査について、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

# 令和 2 年度 定期 監査 結果 報告 書

## 第 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

## 第 2 監査の対象

施設課

## 第 3 監査の範囲

令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの財務に関する事務の執行

## 第 4 監査の期間

令和 2 年 12 月 7 日から令和 2 年 12 月 23 日まで

## 第 5 監査の着眼点

多摩川衛生組合監査基準に基づき、施設課所管の財務に関する事務、その他これに関連する事務事業が法令等に基づき、適性かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、通常に実施すべき監査手続きを実施した。なお、監査に際しての主眼点は、次のとおりとした。

- (1) 財務に関する事務の執行は地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨に則ってなされているか。
- (2) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (3) 会計区分、年度区分及び予算科目を誤って執行しているものはないか。
- (4) 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- (5) 各種の帳簿、証拠書類等の計数は符合しているか。
- (6) 各種の帳簿、書類の整備記帳、各種証拠書類の整理保存等は適切に行われているか。

## 第 6 監査の実施内容

関係諸帳簿及び関係書類の照合、関係職員からの聴取等により実施した。

## 第 7 監査の実施場所及び日程

多摩川衛生組合会議室 令和 2 年 12 月 23 日（水）

## 第8 監査の結果

施設課所管の財務に関する事務、その他これに関連する事務の執行について、監査の主眼点に留意し、関係諸帳簿及び関係書類の照合、関係職員からの聴取等により監査したところ、適正かつ効率的に執行されていると認められた。

以下、その概要を述べる。

### 1 職員の配置状況について

職員の配置状況は、[別表1]のとおりである。

### 2 予算の執行状況について

歳入、歳出予算の執行状況は[別表2]のとおりである。

### 3 事務の執行にあたっての留意事項について

事務の執行にあたっての留意事項は[別表3]のとおりである。

[別表1]

## 課 職 員 配 置 状 況

(令和2年9月30日現在)

職 層 名 職 名 等 所 属 名	副 参 事			主 査			主 事	小 計	嘱 託 員	そ の 他	合 計
	統 括 課 長	課 長	相 当 職	係 長	相 当 職	副 係 長	左 記 以 外				
施 設 課 長		1						1			1
管 理 係				1	1		3	5			5
整 備 係				1	2	1	1	5			5
合 計		1		2	3	1	4	11			11

※ 職員の区分は、多摩川衛生組合職員の職名に関する規則等に基づいて記入する。

※ その他の区分は、会計年度任用職員数等を記入する。

※ 職を兼務している職員は、（ ）書きで表示し、表示数値は内数とする。

[別表2]

施設課所管歳入歳出予算執行状況表

(歳入) 【一般会計】 (令和2年4月1日から同年9月30日まで) (単位:円・%)

歳入科目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	対予算 収入率
5 諸収入	142,387,000	32,714,020	32,363,620	350,400	22.73
2 雑入	142,387,000	32,714,020	32,363,620	350,400	22.73
1 雑入	142,198,000	32,524,360	32,173,960	350,400	22.63
2 弁償金	189,000	189,660	189,660	0	100.35
6 国庫支出金	950,000	0	0	0	0.00
1 国庫補助金	950,000	0	0	0	0.00
1 国庫補助金	950,000	0	0	0	0.00
合 計	143,337,000	32,714,020	32,363,620	350,400	22.58

(歳出) 【一般会計】 (令和2年4月1日から同年9月30日まで) (単位:円・%)

歳出科目	予算現額	支出済額	予算残額	予算 執行率
3 施設運営費	1,393,785,000	321,061,514	1,072,723,486	23.04
1 ごみ処理施設費	1,349,203,000	302,011,230	1,047,191,770	22.38
1 可燃ごみ処理費	1,180,984,000	269,876,995	911,107,005	22.85
2 不燃・粗大ごみ処理費	168,219,000	32,134,235	136,084,765	19.10
2 し尿処理施設費	44,582,000	19,050,284	25,531,716	42.73
1 し尿処理費	44,582,000	19,050,284	25,531,716	42.73
7 施設建設費	56,034,000	55,000,000	1,034,000	98.15
1 ごみ処理施設整備費	56,034,000	55,000,000	1,034,000	98.15
1 可燃ごみ施設整備費	56,034,000	55,000,000	1,034,000	98.15
合 計	1,449,819,000	376,061,514	1,073,757,486	25.94

[別表3]

## 事務の執行にあたっての留意事項について

①	歳入においては、負担金の抑制に努めるとともに、自主財源の確保に努めること。
②	歳出においては、事務事業を再度見直し、整理、合理化をより一層進め、最小の経費で最大の効果をあげるよう努力するとともに、不用額の抑制に努めること。
③	適正な予算措置の上で、臨機に施設の補修等を適宜行うこと。
④	廃棄物処理施設に求められる性能水準の維持、今後の施設の長寿命化をするための施設延命化計画や施設保全計画を作成し、計画に基づく事業を進めること。
⑤	コロナ禍においても、新しい生活様式を意識した連絡体制を確立し、関係職員や運転職員と認識の共有化と意思統一を図り、適切に事業を進めていくこと。